

令和3年2月9日  
日本学術会議事務局  
管理課用度・管理係

## 調 達 公 告

件 名 令和3年度日本学術会議庁舎廃棄物処理業務

ボックス番号 ④

数 量 一式

作 業 内 容 別紙仕様書の通り

契 約 期 間 令和3年4月1日から令和4年3月31日

見 積 提 出 期 限 令和3年2月25日(木) 正午

見積書提出先及  
び仕様書交付先 〒106-8555  
東京都港区六本木7-22-34  
内閣府日本学術会議事務局管理課用度・管理係  
TEL03-3403-1930

担 当 者 名 用度・管理係 星、高畑

競争に参加する者  
に必要な資格及び  
注意事項

①別添の「オープンカウンター方式について」を参照

②参加者は、見積書の提出をもって、「個人情報取扱特記事項」(別記1)及び「暴力団排除に関する誓約事項」(別記2)に誓約したものとする。

## 仕 様 書

- 1 件 名 令和3年度日本学術会議庁舎廃棄物処理業務
- 2 期 間 令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。
- 3 履 行 場 所 東京都港区六本木7-22-34  
日本学術会議庁舎内において、監督職員又は監督職員の指定する者（以下「監督職員等」という。）の指定する場所
- 4 資 格 業 者 廃棄物運搬業者は以下の許可証を提出すること  
一般廃棄物収集運搬業許可証（港区）  
産業廃棄物収集運搬業許可証（東京都）  
廃棄物処理業者は以下の許可証を提出すること  
産業廃棄物処分業許可証（東京都）  
なお、許可期間の更新を行った場合は、速やかに最新の許可証を提出すること
- 5 対象廃棄物及び排出予定数量等
  - (1) 産業廃棄物
    - ① 種 類 金属くず、発砲スチロール、陶磁器くず、廃プラスチック類等
    - ② 排出予定数量 9.6 kg/月
  - (2) 一般廃棄物
    - ① 種 類 再利用不可能な紙屑、生ゴミ
    - ② 排出予定数量 7.4 kg/月
  - (3) リサイクル品
    - ① 種 類 新聞、雑誌、上質紙、瓶等
    - ② 排出予定数量 36.3 kg/月
  - (4) その他  
排出予定数は、監督職員等の都合により増減することができる。
- 6 業務内容  
監督職員等が指定する場所に排出された廃棄物について、定期的に計測・収集し、処分先へ運搬、搬入すること。また、廃棄物は、分別状況を確認し、未分別廃棄物の分別を行うとともに、廃棄物を積極的に再利用に供するよう努めることとする。なお、再利用のできない廃棄物については、適法な処分を行うこと。

(1) 収集

ア 収集日は、毎週火曜日、木曜日、土曜日とする。ただし、産業廃棄物については毎週土曜日とする。

収集日が年末年始（12/29～1/3）及び祝日に当たる場合は、一般廃棄物及びリサイクル紙については収集しないこととし、産業廃棄物については前日までに収集することとする。

イ 収集時間は、午前7時00分～8時30分の間とする。

ウ 一時に多量の廃棄物を排出した場合、又は通常収集以外に廃棄物の排出が発生した場合は、監督職員等の指示に従い速やかに収集すること。

(2) 処分先

処分先は、東京処理施設及び民間処理施設等とし、請負者は、処分先が確定した場合は、処理施設名等を監督職員等に通知すること。

(3) 衛生保持等

請負者は、日本学術会議事務局の業務に支障を生じないように努めるとともに、衛生及び環境の保全、かつ、迅速な作業に努めること。

(4) 報告等

ア 請負者は、作業者一覧を監督職員等に提出し、作業従事者の身元及び風紀・衛生・規律の維持に関して一切の責任を負うものとする。

イ 請負者は、収集・運搬した廃棄物の廃棄量を、収集毎に回収記録票を作成して提出するものとする。また、月毎に月間排出記録票を作成して監督職員等に報告すること。

(5) その他

ア 請負者の責めにより当局の施設及び物品等に損害を与えた場合は、請負者の負担により原状に復すること。

イ 作業中に生じた事故等については、請負者において対処すること。

ウ 本仕様書は、仕様大要を示すものであることから、ここに記載されていないものでも付帯的に実施しなければならないものについては、これを施工するものとする。

エ 本仕様書の内容及び解釈等に疑義が生じた場合、その他、特に必要があると認められた場合は、事前に監督職員等と協議の上、決定、解釈を図ること。詳細については、監督職員等の指示に従うこと。

## 個人情報取扱特記事項

### (個人情報保護の基本原則)

- 1 受注者は、個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 18 号）第 2 条第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならない。  
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (業務従事者への周知)

- 3 受注者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、受注者の指揮監督を受けてこの契約による業務に従事している者（以下「業務従事者」という。）に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

### (適正な安全管理)

- 4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を行わなければならない。

### (再委託の制限等)

- 5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取り扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあっては、受注者は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

### (収集の制限)

- 6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (利用及び提供の制限)

- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

- 9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めたとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(業務従事者の監督)

- 10 受注者は、業務従事者に対し、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

受注者は、本件業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定するものとし、当該業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

受注者は、業務従事者が退職する場合、当該業務従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(改善の指示)

- 11 発注者は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、受注者において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めたときは、受注者に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。

受注者は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について発注者と協議を行わなければならない。

(廃棄等)

- 12 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、発注者から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

- 13 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

- 14 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

## 記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

- 2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。